

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年2月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300142号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年9月30日の標準賞与額を13万3,000円、令和元年9月30日の標準賞与額を12万5,000円、令和2年9月30日の標準賞与額を28万7,000円に訂正することが必要である。

平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年9月30日  
② 令和元年9月30日  
③ 令和2年9月30日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から平成29年9月30日に13万3,975円、令和元年9月30日に12万5,938円、令和2年9月30日に28万7,442円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、平成29年9月30日は13万3,000円、令和元年9月30日は12万5,000円、令和2年9月30日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務

所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月19日に提出（受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300143号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300033号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年9月30日の標準賞与額を14万1,000円、令和元年9月30日の標準賞与額を13万2,000円、令和2年9月30日の標準賞与額を28万2,000円に訂正することが必要である。

平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月30日、令和元年9月30日及び令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年9月30日  
② 令和元年9月30日  
③ 令和2年9月30日

請求期間の賞与記録が将来の年金額に反映しない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、将来の年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与一覧表によると、請求者は、同社から平成29年9月30日に14万1,200円、令和元年9月30日に13万2,438円、令和2年9月30日に28万2,100円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から平成29年9月30日は14万1,000円、令和元年9月30日は13万2,000円、令和2年9月30日は28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月19日に提出

(受付) し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300123 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2300009 号

## 第1 結論

昭和 63 年 3 月から同年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 5 月まで

請求期間に勤務していた会社は、社会保険に加入していなかったため、A 市役所から被保険者証が使えないとの連絡があり、請求された金額を支払った。そのときに、国民年金の加入手続を A 市役所で行い、請求されたとおりに国民年金保険料を納付したと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が請求者に払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

また、A 市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録はない旨回答しており、請求者は年金手帳を紛失しているため、年金手帳の国民年金に係る記載内容を確認することができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の状況については不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300116号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(平成17年8月1日にB社に合併し解散。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月1日から同年11月1日まで

C社の子会社であるA社において、派遣社員として、C社本社ビルでの受付の仕事が決まり、昭和61年9月1日から勤務してほしいとの申出がA社からあったので、それまで勤務していたD社を同年8月31日に退職することになった。しかしながら、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の合併先であるB社の事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、平成22年4月1日にB社からの分割により設立されたE社の人事担当者も、人事記録、賃金台帳等の資料については、上記会社設立時以降のものしか保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が同じ職場の同僚として名前を挙げた者及びA社において、昭和61年9月1日から同年12月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち照会可能な22名に照会し、12名から回答を得たが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。